

# 世羅町消防団施設個別施設計画



令和3年3月

## 目 次

1. 個別施設計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置付け	1
3. 計画期間	1
4. 計画対象の建物	2～3
5. 各種分析結果	3
6. 施設配置状況	4
7. 個別施設計画とは	5
8. 施設統廃合の方針	5
9. 対策の優先順位の考え方	6
10. 今後の対策内容	7
11. 計画の見直し・フォローアップ	7

## 1. 個別施設計画策定の趣旨

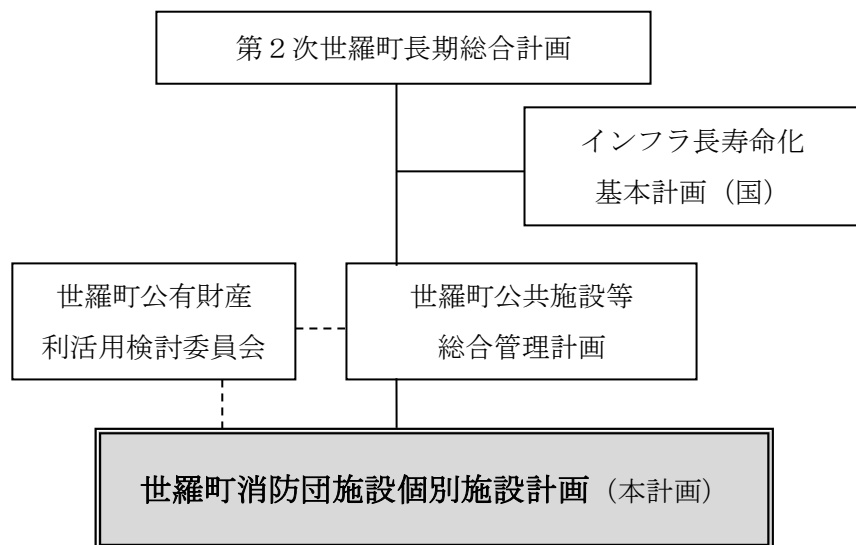
全国の地方公共団体において、高度経済成長期とその後の約 10 年間に建築された公共施設等が更新の時期を迎えつつあります。その中で、人口減少等による税収の減少、少子高齢化の進展に伴う扶助費等の支出増加により、全国の多くの自治体においては財政状況の悪化が危惧され、老朽施設の更新経費や維持管理経費を確保する事が課題となっています。

世羅町においても、更なる人口減少、少子高齢化が予想されており、公共施設等の実態や利用状況、維持管理コスト等を考慮しながら、長期的な視点に立ち、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行い、財政負担の軽減を図るとともに、公共施設等の適切な配置を実現し、持続性を確保する必要があることから、平成 27 年度に「世羅町公共施設等総合管理計画（以下、「管理計画」という。）」を策定しました。

その後、国において平成 29 年 3 月 23 日に「インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議」が開かれ、令和 2 年度までの個別施設計画策定を求められたことから、消防団施設についても、個別施設計画の策定を行うものです。

## 2. 計画の位置付け

世羅町消防団施設個別施設計画は、平成 27 年 10 月に策定された世羅町公共施設等総合管理計画を上位計画とした個別施設計画として位置付けられます。



## 3. 計画期間

本計画の実施期間は、公共施設等総合管理計画の計画期間と合わせ、令和 3 年度から令和 23 年度までの 21 年間とします。

#### 4. 計画対象の建物

下表の施設を、本計画の対象施設とします。

番号	名称	住所（大字以降）	竣工日	構造	延床面積（㎡）	経過年数（年）	耐用年数（年）
1	第1分団第1部1班	西上原 138 番地 1	H16. 3. 30	木造	67. 91	16	17
2	第1分団第1部2班	西上原 1266 番地 3	H9. 4. 1	木造	51. 00	23	17
3	第1分団第2部1班	小世良 281 番地 9 他	H16. 12. 17	鉄骨造	67. 90	16	31
4	第1分団第2部2班	甲山 204 番地 3 他	H25. 3. 21 (改築)	木造	96. 88	7	17
			H25. 3. 22	鉄骨造	118. 36	7	31
5	第1分団第3部1班	宇津戸 2205 番地 2	H4. 3. 27	木造	51. 60	28	17
6	第1分団第3部2班	宇津戸 1442 番地 2	H13. 3. 30 (改築)	鉄骨造	250. 00	19	31
7	第1分団第3部3班	宇津戸 397 番地 3	S54. 4. 1	木造	25. 74	41	17
8	第2分団第1部1班	川尻 1864 番地 5	S30. 4. 1	木造	55. 00	65	17
9	第2分団第1部2班	東上原 627 番地 1	S35. 4. 1	木造	42. 60	60	17
10	第2分団第2部1班	伊尾 830 番地 2	S62. 12. 5	木造	56. 75	33	17
11	第2分団第2部2班	伊尾 1971 番地 1	H8. 7. 31	木造	52. 50	24	17
12	第2分団第3部1班	青近 708 番地 5	S63. 11. 14	木造	46. 75	32	17
13	第2分団第3部2班	別迫 590 番地 1	H5. 12. 17	木造	56. 00	27	17
14	第2分団第3部3班	別迫 2594 番地 1	S47. 4. 1	木造	55. 00	48	17
15	第2分団第3部4班	赤屋 670 番地 3	S38. 4. 1	木造	55. 00	57	17
			H22. 10. 22	鉄骨造	12. 53	10	31
16	第3・4分団本部	寺町 582 番地 6	H8. 7. 30	木造	69. 84	24	17
17	第3分団第1部1班	本郷 5 番地 13 他	H4. 12. 1	木造	59. 15	28	17
18	第3分団第1部2班	西神崎 544 番地 3 他	H3. 3. 14	木造	80. 30	29	17
19	第3分団第2部	本郷 1275 番地 2	R3. 2. 10	木造	222. 70	0	17
20	第3分団第2部1班	本郷 81 番地 3	H21. 8. 1	鉄骨造	60. 86	11	31
21	第3分団第2部2班	寺町 286 番地 5	S54. 3. 25	木造	50. 78	41	17
22	第3分団第2部3班	寺町 918 番地 3	S52. 12. 21	木造	57. 62	43	17
23	第3分団第3部1班	安田 2426 番地 4	S53. 3. 20	木造	50. 78	42	17
24	第3分団第3部2班	安田 2539 番地	H11. 3. 29	木造	25. 00	21	17
25	第3分団第4部1班	安田 409 番地	S56. 3. 31	木造	50. 78	39	17

26	第3分団第4部2班	徳市 1193 番地 3	H16. 12. 20	木造	60. 50	16	17
27	第4分団第1部1班	重永 630 番地 2	S53. 3. 20	木造	50. 78	42	17
28	第4分団第1部2班	京丸 1398 番地 3	S56. 4. 27	木造	50. 78	39	17
29	第4分団第2部1班	重永 48 番地 1	S53. 3. 25	木造	50. 78	42	17
30	第4分団第2部2班	賀茂 1910 番地 2	H 元. 11. 29	木造	50. 78	31	17
31	第4分団第2部3班	青水 508 番地 2	S59. 12. 10	木造	50. 78	36	17
32	第4分団第3部1班	津口 585 番地 10	S63. 12. 19	木造	50. 78	32	17
33	第4分団第3部2班	津口 281 番地 5	H8. 4. 1	木造	51. 59	24	17
34	第4分団第3部3班	黒淵 1269 番地 2	H17. 3. 31	木造	60. 50	15	17
35	第5分団本部	小国 3167 番地	H9. 4. 1	鉄骨造	83. 44	23	31
36	第5分団第1部1班	山中福田 1262 番地 1 他	H13. 3. 20	鉄骨造	75. 12	19	31
37	第5分団第1部2班	小国 4514 番地 4	H16. 5. 27	鉄骨造	84. 61	16	31
38	第5分団第1部3班	小国 1686 番地 3	H12. 2. 9	鉄骨造	60. 04	20	31
39	第5分団第2部1班	黒川 651 番地 1	H13. 3. 30	鉄骨造	75. 12	19	31
40	第5分団第2部2班	黒川 2971 番地 13 他	H14. 1. 31	鉄骨造	75. 13	18	31
41	第5分団第2部3班	黒川 1678 番地 6	H12. 1. 25	鉄骨造	58. 97	20	31
42	第5分団第3部1班	上津田 2380 番地 1	H4. 4. 1	木造	58. 22	28	17
43	第5分団第3部2班	下津田 543 番地 5	H12. 9. 20	鉄骨造	58. 97	20	31
44	旧第5分団第3部3班	長田 620 番地 4 他	H12. 6. 8	鉄骨造	58. 97	20	31
延べ床面積 総量					3055. 19 m <sup>2</sup>		

※経過年数欄の色付けについては、下記グラフの割合を示す色と同じ色で着色しています。

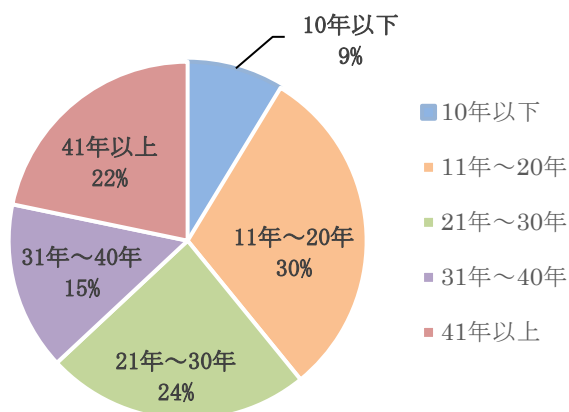
※耐用年数欄の色付けについては、耐用年数を経過しているものは赤、経過していないものについては水色で着色しています。

※経過年数については、令和3年1月1日を基準日としています。

※耐用年数については、財務省例「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和43年3月31日大蔵省令第15号）」を参考に記載したもので、使用可能期間を示すものではありません。

## 5. 築年数別割合分析結果

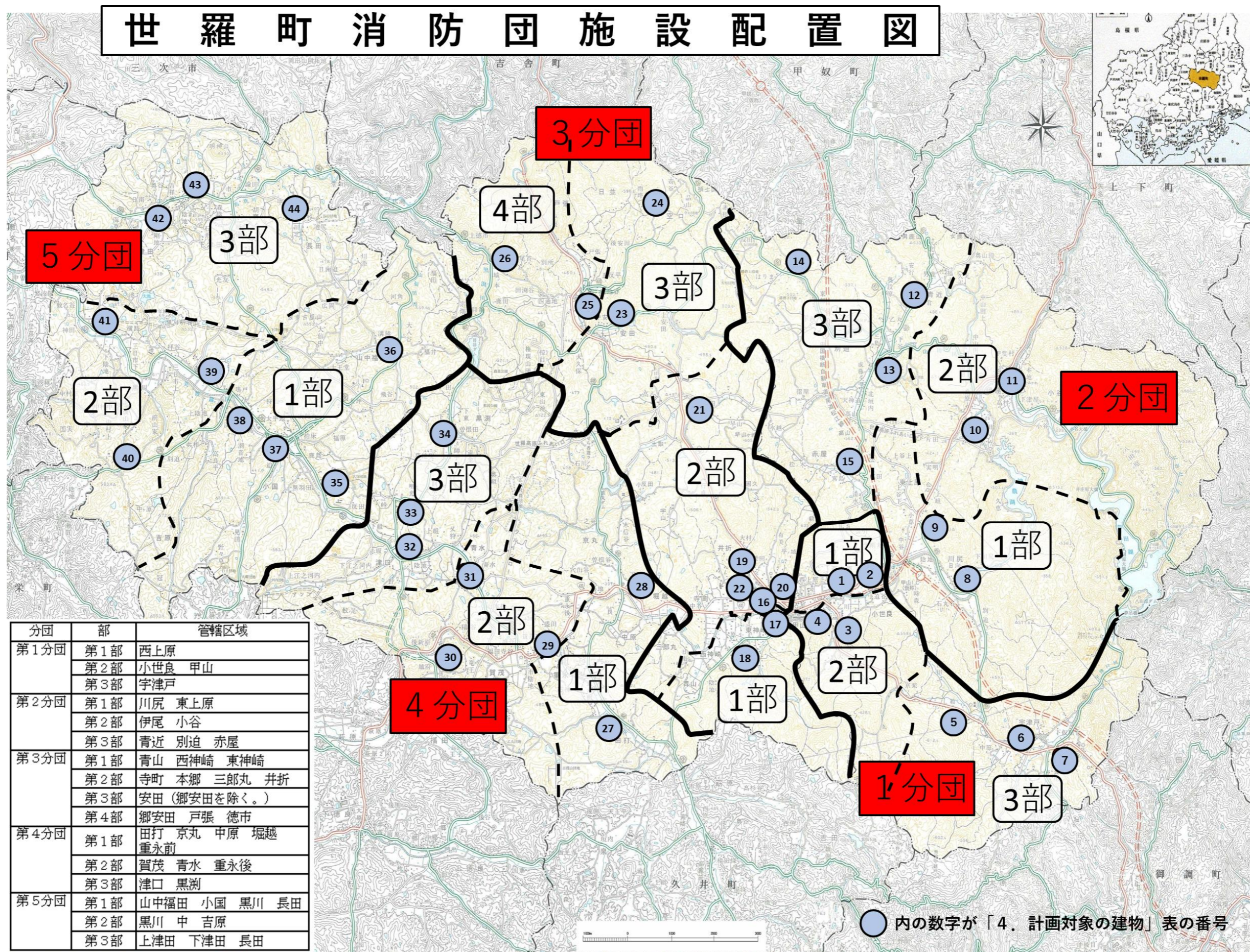
「4. 計画対象の建物」で対象としている施設の築年数別の割合は右のとおりです。





6. 施設配置状況

「4. 計画対象の建物」で対象としている施設の配置状況は以下のとおりです。





## 7. 個別施設計画とは

個別施設計画は、公共施設等総合管理計画で定めた公共施設の方針を実現するため、個々の施設についての今後の方向性（考え方）を示すものであり、確定事項ではありません。

町の財政状況や社会情勢の変化等の影響を受ける内容であるため、一定期間ごとに見直しを行う必要があります。

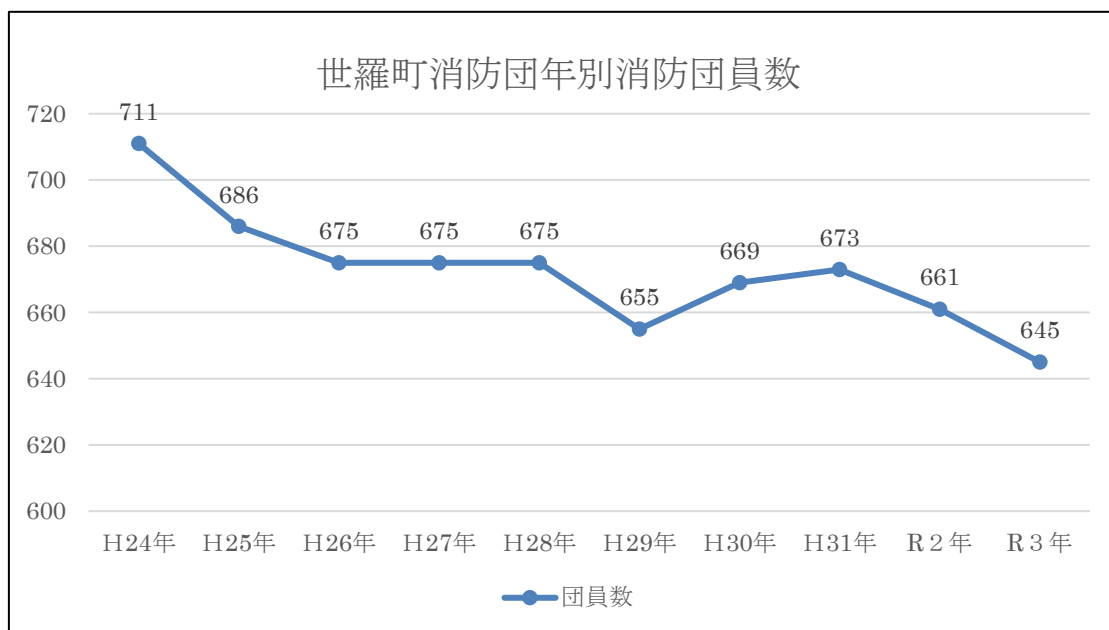
個別施設計画は、更新（建て替えや大規模改修等）や施設見直し（施設の統合・廃止等）が必要となる時期、すなわち「将来的にどうするのか」という方向性について、現時点での基本的な考え方を示したものです。

## 8. 施設統廃合の方針

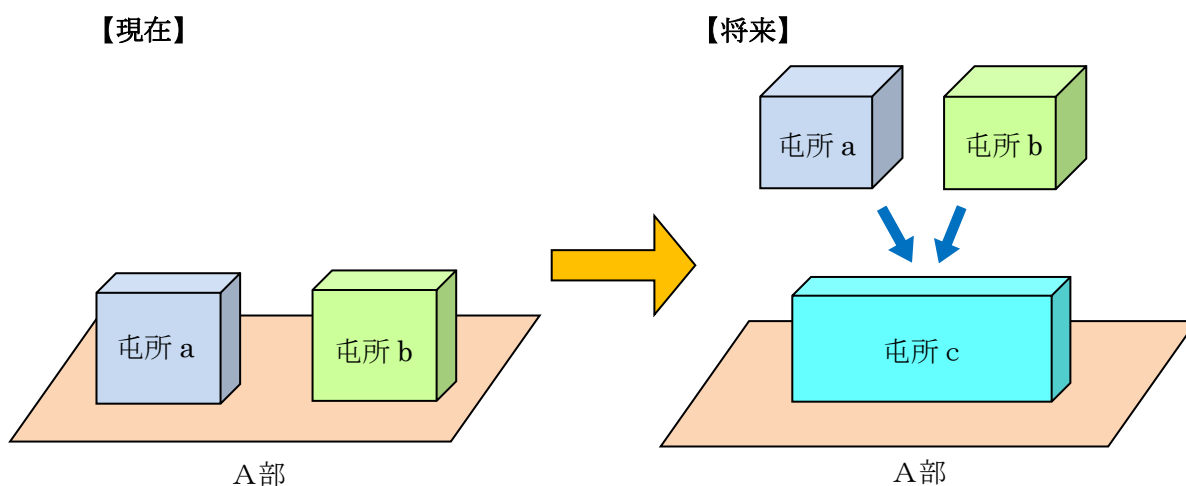
上位計画である公共施設等総合管理計画の中では、令和 22 年度までに、平成 27 年 3 月末比で 30%以上の建物保有面積削減が求められております。消防団施設についても施設の統廃合を中長期的に行い、上位計画での目標達成に寄与していきます。

しかしながら、消防団施設については、各地域防災の中核を担う消防団の活動拠点であることから、今ある機能の維持や消防力を低下させることが無いことを基本とします。また、統廃合の検討にあっては、施設の利用者である世羅町消防団の組織状況や団員数等に見合った施設の検討が必要であり、消防団の将来展望を見据えた統廃合を検討します。なお、世羅町消防団の団員数は年々減少傾向にあり、団員数の推移を注視しながら、必要に応じた合理的な統廃合が重要であると考えています。

また、具体的な方針としては、現在、各地域や地区に点在する消防団施設について、施設の老朽度や地域の特性等を加味しながら、最終目標として、現在の組織編制における各部署ごとに1つの消防団施設となるよう統廃合の検討を行います。なお、統廃合により利用廃止となった施設については、施設毎の状況を考慮し、施設及び土地の売却、地元団体等への無償譲渡、建物解体、跡地の売却等を適切に実施し、消防団施設における延床面積総量の削減に努めます。



《施設統合のイメージ図》



## 9. 対策の優先順位の考え方

消防団施設は、地域防災の中核を担う消防団の活動拠点として、特に重要な役割を担っています。しかしながら、築年数 41 年以上の施設が未だ数多くあり、建物の老朽化が問題となっています。ついては、老朽度が著しい施設の更新を優先的に検討し、更新にあつては施設の統廃合を前提として検討していく必要があると考えています。



## 10. 今後の対策内容

計画策定時点で今後の消防団施設統廃合の予定はありませんが、「9. 対策の優先順位の考え方」を基に中長期的に施設の統廃合を検討します。また、現有の施設については、優先順位を定め、それに応じた修繕等を実施していきます。耐用年数を経過しておらず今後も長期利用が見込まれる施設については、今後の統廃合での基礎施設となるよう、改修も視野に入れ必要な修繕等を行います。老朽化が進み長期利用が見込まれない施設については、統廃合を優先的に検討し、現在の機能維持を原則として修繕等を行います。

消防団施設修繕費の歳出実績と見込					
実 績			見 込		
年度	修繕費	備 考	年度	修繕費	備 考
H28年度	138,024円		R3年度	1,120,809円	実績の年平均額 (1,067,437円)に 毎年5%ずつ上 乗せ
H29年度	2,629,458円		R4年度	1,174,181円	
H30年度	1,289,148円		R5年度	1,227,553円	
H31年度	806,453円		R6年度	1,280,924円	
R2年度	474,100円	R3年1月末時点 (支払予定含む)	R7年度	1,334,296円	
合 計	5,337,183円		合 計	6,137,763円	

※計算後、端数が生じたものは四捨五入を行っています。

※見込修繕費は概算であり、様々な要因により変動する可能性があります。

※風水害等の自然災害を起因とする施設修繕は除きます。

あくまで試算的な金額ではありますが、今後5年間で必要となる修繕費は約610万円であり、その後についても施設の老朽化が進むにつれ修繕費も増加すると考えられます。先述したとおり、施設毎の優先度を考慮し効率的な修繕を実施します。

## 11. 計画の見直し・フォローアップ

本計画の内容については、あくまで目安であり、計画案に沿って実施するかは、その時点の状況等をもって判断するため、実施内容の変更を行う可能性が十分に想定されます。本計画を着実に推進していくためにも、様々な要因の状況を鑑みながら、継続的に計画の見直しを行っていきます。